

積立アクティブ シニア傷害保険

普通保険約款・特約集

(積立型基本特約(無配当型)付帯アクティブシニア傷害保険)

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-234 [2014.10]
Ref.328540 10-14 0.2M (D)

 アメリカンホーム保険
Member of AIG

アクティブシニア傷害保険普通保険約款…………… 3

章 名	頁
第1章 用語の定義条項	3
第2章 補償条項	4
第3章 基本条項	9

特約…………… 23

この契約に適用される特約は、下記に掲げたもののうち保険証券の「適用特約」欄に記載されたものが適用されます。なお、一部の特約においては保険証券上で略称表示をしている場合がございます。

番号	特約名	頁
1	手術保険金支払特約	23
2	長期入院一時金支払特約	27
3	地震・噴火・津波危険補償特約	27
4	傷害医療費用補償特約	27
5	個人賠償責任補償特約	34
6	入院保険金補償対象外特約	42
7	骨折介護一時金補償対象外特約	42
8	【略称】支払条件変更特約（エクセス）	42
	入院保険金支払条件変更特約（エクセス用）	
9	【略称】支払条件変更特約	43
	入院保険金支払条件変更特約（フランチャイズ用）	
10	積立型基本特約（無配当型）	43
11	【略称】通信販売特約（積立無配当用）	53
	通信販売に関する特約（積立型基本特約（無配当型）付帯契約用）	

番号	特約名	頁
12	【略称】クレカ払特約（積立無配当型用）	56
	保険料クレジットカード払特約 （積立型基本特約（無配当型）付帯契約用）	
13	【略称】初回口座振特約（積立無配当用）	58
	初回保険料の口座振替に関する特約 （積立型基本特約（無配当型）付帯契約用）	
14	訴訟の提起に関する特約	59
15	共同保険に関する特約	59

アクティブシニア傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1章

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
契約年齢	保険期間の初日における被保険者の年齢（注）をいいます。 （注）第32条（契約年齢の計算）に定める満年齢をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
骨折一時金額	保険証券記載の骨折一時金額をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

用語	定義
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者（補償対象者）をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、入院保険金、骨折一時金または骨折介護一時金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態（注4）で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）

- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 運転する地における法令によるものをいいます。

（注4） アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注5） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注6） 使用済燃料を含みます。

（注7） 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注） いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間
 - ア. 山岳登山（注1）
 - イ. リュージュ、ボブスレー、スケルトン
 - ウ. 航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 - エ. その他上記アからウまでに掲げるものに類する危険な運動
- ② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

（注1） ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用

具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に第7条（骨折一時金の支払）に規定する骨折一時金を支払っていた場合は、死亡保険金額から既に支払った骨折一時金の金額を控除した残額とします。

(2) 第34条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第34条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（入院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が保険期間中に第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

① 入院した場合

② 別表1のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

(2) (1) の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院保険金日額 × (1) ①または②に該当した日数 = 入院保険金の額

(3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(4) (2) の入院保険金を支払う日数は、継続した1回の入院につき、保険証券記載の支払限度日数を限度とします。

(5) 同一事故により被った傷害による入院については、被保険

者が転入院または再入院した場合であっても継続した1回の入院とみなします。

- (6) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (7) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（骨折一時金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として別表2に掲げる部位を骨折した場合は、その骨折の部位および程度に応じて、次の算式によって算出した額を骨折一時金として被保険者に支払います。

$$\text{骨折一時金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる骨折の部位に対する支払割合}}{\text{骨折一時金の額}} = \text{骨折一時金の額}$$

- (2) 同一事故により被った骨折が複数の部位（注）に生じた場合は、当社は、その各々の部位に対して（1）の規定を適用し、その合計額を骨折一時金として支払います。

（注）左右の部位はそれぞれ別部位とします。

- (3) 同一の部位（注）に複数の骨折を被り、その各々の骨折が別表2のいずれの支払割合にも該当する場合、当社は、保険証券記載の骨折一時金額にそれぞれの支払割合のうち最も高い割合を乗じた額をその部位に対する骨折一時金として支払います。

（注）左右の部位はそれぞれ別部位とします。

- (4) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて90日を経過した後の骨折に対しては、骨折一時金を支払いません。

- (5) 当社は、同一事故により第5条（死亡保険金の支払）に規定する死亡保険金が支払われる場合には、骨折一時金を支払いません。

- (6) 当社は、（1）の規定にかかわらず、^{こつそしょうしょう}骨粗鬆症（注1）の影響がある骨折および病的骨折（注2）に対しては、骨折一時金を支払いません。ただし、^{こつそしょうしょう}骨粗鬆症（注1）の影響がある骨折または病的骨折（注2）が、この保険契約の保険始期後に被保険者以外の医師により初めて診断された場合を除きます。

（注1）骨組織の組成は正常であるが、その骨の単位体積あたりの骨の量が減少した状態をいいます。

（注2）被保険者が持っている基礎疾患のために骨の外力に対する抵抗力が弱く、軽微な外力によって生じる骨折をいいます。

- (7) 当社が支払うべき骨折一時金の額は、保険期間を通じ、骨折一時金額を限度とします。

第8条（骨折介護一時金の支払）

- (1) 当社は、前条に規定する骨折一時金が支払われる場合で、骨折一時金が支払われるべき骨折を直接の原因として被保険

者がその骨折をした日から要介護状態認定日（注）までの期間中継続して（2）に定める要介護状態であったときは、当社が支払った骨折一時金の額と同じ額を骨折介護一時金として被保険者に支払います。

（注）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日とします。

（2）（1）の要介護状態とは次のいずれにも該当する状態をいい、被保険者以外の医師の判断に基づくものとします。

① 杖、義手、義足、歩行器具等の補助用具、装具を用いても、自分では歩行（注）ができないこと

② 別表3に規定する行為のうち、2項目以上の行為が介護を要する状態に該当すること

（注）歩幅や速度は問わず立った状態から5メートル以上歩くことをいいます。

第9条（継続契約における保険金額の減額）

この保険契約が継続された場合において、継続契約の保険期間の開始時に被保険者の年齢が満80歳であるときは、継続契約の保険金額（注）は、この保険契約に付帯された他の特約における継続契約に関する規定にかかわらず、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{継続前契約の保険金額（注）} \times 40\% = \text{継続契約の保険金額（注）}$$

（注）第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金額、第6条（入院保険金の支払）の入院保険金日額および第7条（骨折一時金の支払）の骨折一時金額をいいます。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第12条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、保険契約は効力を失います。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る死亡保険金額、入院保険金日額、骨折一時金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を

損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除し

なければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条 (保険料の返還または請求—告知義務等の場合)

- (1) 第13条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条 (保険料の返還—取消しの場合)

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第13条（告知義務）（2）、第19条（重大事由による解除）（1）または第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）（2）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第19条（重大事由による解除）（2）の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
（注） その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
（注） その被保険者に係る部分に限ります。
- (5) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
（注） その被保険者に係る部分に限ります。

第26条（事故等の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が第8条（骨折介護一時金の支払）（1）に規定する骨折介護一時金の支払要件に該当することとなった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、要介護状態認定日（注）からその日を含めて30日以内に同条（2）の要介護状態の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
（注） 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した日の翌日とします。
- (3) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行

方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 入院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第6条(入院保険金の支払)(1)①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 骨折一時金については、骨折した時
- ④ 骨折介護一時金については、事故の発生の日から180日を経過した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、(3)に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (3) (2)の規定により当会社に提出する書類は、次の①から⑬に定めるとおりとします。

- ① 当会社の定める保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める傷害状況報告書
- ④ 当会社の定める要介護状態報告書
- ⑤ 被保険者の傷害の程度、入院の日数または要介護状態の内容等を証明する被保険者以外の医師の診断書および診療明細書(注1)
- ⑥ 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
- ⑦ 公の機関(注2)の事故証明書
- ⑧ 死亡診断書または死体検案書
- ⑨ 被保険者の戸籍謄本
- ⑩ 法定相続人の戸籍謄本(注3)
- ⑪ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注4)
- ⑫ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑬ その他当会社が第28条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 当会社の定める様式とします。

(注2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 死亡保険金受取人の指定がない場合とします。

(注4) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、

次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(6) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)から(4)までもしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検

察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
(注3) 180日

- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、要介護状態の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、要介護状態の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第29条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第26条(事故等の通知)の規定による通知または第27条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合、当社が費用を負担して、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師による被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第30条(時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害

賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条 (契約年齢の計算)

この保険契約の契約年齢は保険期間の開始時における満年齢とします。

第33条 (契約年齢の誤りの処置)

- (1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあり、実際の契約年齢が、保険契約締結の当時、この保険契約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、この保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
- (2) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあり、実際の契約年齢が、保険契約締結の当時、この保険契約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、次の方法で処理します。
 - ① 既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料より大きい場合には、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、保険料の差額を返還します。
 - ② 既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料より小さい場合には、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、保険料の差額を請求します。この場合において、保険契約者から別段の申出があったときは、初めから既に払い込まれた保険料に基づく保険金額で保険契約を締結したものとみなします。
- (3) (2) ②の規定により追加保険料を請求する場合において、追加保険料の領収前に、第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、当会社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

第34条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を

支払いません。

- (7) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
- (注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第35条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録することがあります。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 死亡保険金額および入院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その

結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第38条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第39条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

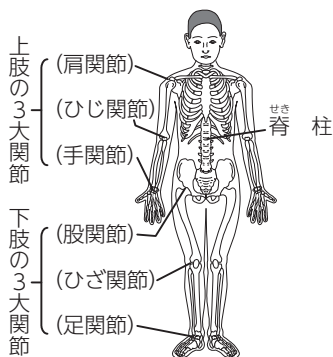
第40条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第6条 (入院保険金の支払) (1) ②の入院保険金を支払う状態

1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
2. 咀嚼^そまたは言語の機能を失っていること
3. 両耳の聴力を失っていること
4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
5. 1下肢の機能を失っていること
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること

注1 4.の規定中「手関節」および「関節」については次の関節の説明図によります。



注2 4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

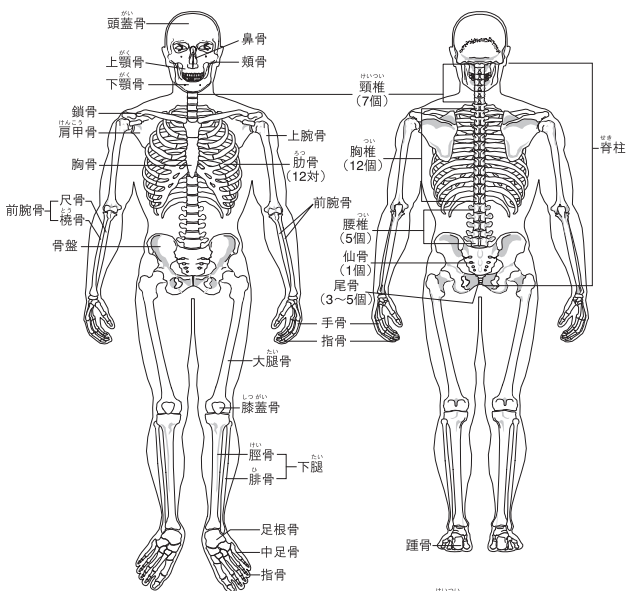
別表2 第7条（骨折一時金の支払）（1）の部位

分類	部 位	支払割合	
		開放骨折	左欄以外の骨折
A	(1) 骨盤（仙骨を含み、尾骨を除く）	100%	25%
	(2) 頸椎（棘突起および横突起を除く）		
	(3) 頭蓋骨（顔面骨を除く）		
B	(4) 大腿骨	40%	10%
	(5) 踵骨		
	(6) 下顎骨		
	(7) 胸椎および腰椎（棘突起および横突起を除く）		
C	(8) 下腿骨（脛骨および腓骨）	24%	6%
	(9) 鎖骨		
	(10) 上腕骨		
	(11) 前腕骨（橈骨および尺骨）		
	(12) 肩甲骨		
	(13) 膝蓋骨		
	(14) 胸骨		
	(15) 中手骨および手根骨		
	(16) 足根骨（踵骨を除く）		

分類	部位	支払割合	
		開放骨折	左欄以外の骨折
D	(17) 肋骨 (18) 頬骨 (19) 尾骨 (20) 鼻骨 (21) 上顎骨 (22) 中足骨 (23) 手の指骨 (24) 足の指骨 (25) 棘突起および横突起	12%	3%

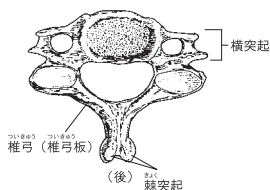
注1 この表において開放骨折とは、骨が折れるとともに周囲の軟部組織が損傷され、皮膚に傷口が開いた状態をいいます。

注2 各部位の骨の説明図



頸椎の断面図

(前)



別表3 第8条（骨折介護一時金の支払）（2）②の要介護状態

行為	介護を要する状態
(1) 入浴	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 介護者に抱えられなければ、一般家庭用の浴槽の出入りをする事ができない。 ② 自分では全く洗身（浴室内でスポンジや手拭いなどに石鹸等を付けて全身を洗うこと）の行為を行う事ができない。
(2) 排せつ	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 ② 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取りの始末ができない。 ③ 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまうため、介護者が掃除する必要がある。
(3) 食事	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 食器または食物を工夫しても、自分では食事ができない。 ② 流動食しか食べることができない。 ③ 経口食は被保険者以外の医師により禁じられ点滴で栄養をとっている。
(4) 衣類の着脱	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 自分では全くボタンのかけはずしを行う事ができない。 ② 自分では全く上衣を着脱することができない。 ③ 自分では全くズボンやパンツを着脱することができない。 ④ 自分では全く靴下等を着脱することができない。

別表4 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特約

1. 手術保険金支払特約

1

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款第6条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

入院保険金日額（注1） × 手術の種類に応じた別表に掲げる倍率（注2） = 手術保険金の額

（注1）普通保険約款第9条（継続契約における保険金額の減額）の規定により、この保険契約の入院保険金日額が減額された場合は、減額された入院保険金日額とします。

（注2）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第1条（保険金を支払う場合）の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
（2） <small>はんこんこうしゆく</small> 癒痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、 <small>けん</small> 腱、 <small>けんしょう</small> 腱鞘の手術（ <small>ぼつてい</small> 抜釘術を除く。） （1） <small>けん</small> 筋、 <small>けんしょう</small> 腱、 <small>けんしょう</small> 腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、 <small>じん</small> 靭帯の手術（ <small>ぼつてい</small> 抜釘術を除く。） （1）四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（ <small>ぼつてい</small> 抜釘術を除く。） （1）四肢骨観血手術	10

対象となる手術	倍率
(2) 骨移植術 (四肢骨以外の骨を含む。)	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術 (抜釘術を除く。)	
(1) 四肢切断術、離断術 (骨、関節の離断に伴うもの)	20
(2) 切断四肢再接合術 (骨、関節の離断に伴うもの)	20
6. 指移植の手術	
(1) 指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術 (抜釘術を除く。)	10
8. 脊柱、骨盤の手術 (頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術 を含み、抜釘術は除く。)	
(1) 脊柱・骨盤観血手術 (脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。)	20
9. 頭蓋、脳の手術 (抜釘術を除く。)	
(1) 頭蓋骨観血手術 (鼻骨および鼻中隔を除く。)	20
(2) 頭蓋内観血手術 (穿頭術を含む。)	40
10. 脊髄、神経の手術	
(1) 手指、足指を含む神経観血手術 (形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術)	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術	
(1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術 (抜釘術を除く。)	
(1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩ブローアウト (吹抜け) 骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	
(1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20

対象となる手術	倍率
14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.（2）に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（莖頭微鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	20

対象となる手術	倍率
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術	
(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	40
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経腔操作を除く。）	20
(7) 膀胱瘻閉鎖術	20
(8) 造瘻術	20
(9) 瘻壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40

対象となる手術	倍率
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、 ^{いん} 咽頭、 ^{こう} 喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

2. 長期入院一時金支払特約

2

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款第6条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金が支払われるべき入院を開始した場合において、その入院が保険証券記載の入院日数以上継続したときは、この特約の規定に従い、保険証券記載の長期入院一時金額を長期入院一時金として被保険者に支払います。
- (2) 同一事故により被った傷害による入院については、被保険者が転入院または再入院した場合であっても継続した1回の入院とみなします。

第2条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第9条（継続契約における保険金額の減額）の規定中「第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金額、第6条（入院保険金の支払）の入院保険金日額および第7条（骨折一時金の支払）の骨折一時金額」とあるのは、「この特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する長期入院一時金額」と読み替えて適用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

3. 地震・噴火・津波危険補償特約

3

当社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑫の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

4. 傷害医療費用補償特約

4

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部負担金	法令などの定める治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。

用語	定義
公的医療保険制度または労働者災害補償制度	別表に掲げる法律に基づく制度をいいます。
差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
転院	入院している患者が治療または検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
保険金	傷害医療費用保険金をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に定める傷害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合は、次のいずれかに該当する被保険者が負担した費用（注1）を、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金として被保険者に支払います。ただし、事故の発生日からその日を含めて365日を経過した後の費用に対しては保険金を支払いません。

- ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用（注2）
- ② 入院、転院または退院のための被保険者にかかる移送費および交通費
- ③ 被保険者以外の医師の指示により行った治療に関わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用

（注1）臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その費用を含みます。

（注2）公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。ただし、入院時生活療養費においては、食事の提供である療養に要する費用に限ります。

(2) (1) ①から③までの費用のうち次のいずれかの給付等が

ある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとしします。

- ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）
- ② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（注2）

（注1）公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）を含みます。

（注2）他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第3条（保険金の支払額）

- （1）当社が支払う保険金の額は、前条に掲げられた費用の総額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた額とします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

この特約と同一の費用を補償する他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条（保険金を支払う場合）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第2条（1）の費用の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5条（普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係）

当社は、1回の事故であると否とを問わず、死亡保険金、入院保険金、骨折一時金、骨折介護一時金またはこの保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金とこの特約の保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

第6条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時または傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとしします。
- （2）この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類とします。
 - ① 当社の定める傷害状況報告書
 - ② 公の機関（注1）の事故証明書

- ③ 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ④ 第2条（保険金を支払う場合）（1）①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
- ⑦ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑧ その他当会社が第7条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1） やむを得ない場合には、第三者とします。

（注2） 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

（注） 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注） 法律上の配偶者に限ります。

- (6) (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（7）の規定に違反した場合または（2）、（3）、（5）もしくは（7）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場

合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の額および事故と費用の額との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数としません。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第8条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、普通保険約款第26条（事故等の通知）の規定による通知またはこの特約第6条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1) の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第9条（時効）

保険金請求権は、第6条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1) ①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1) もしくは(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を

支払います。

第11条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義、第5条（死亡保険金の支払）、第6条（入院保険金の支払）、第7条（骨折一時金の支払）、第8条（骨折介護一時金の支払）、第10条（死亡の推定）、第27条（保険金の請求）、第28条（保険金の支払時期）、第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）、第30条（時効）、第31条（代位）、第34条（死亡保険金受取人の変更）および第36条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）の規定は適用しません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第9条（継続契約における保険金額の減額）の規定中「第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金額、第6条（入院保険金の支払）の入院保険金日額および第7条（骨折一時金の支払）の骨折一時金額」とあるのは「保険証券記載の傷害医療費用保険金額」
- ② 第11条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害」
- ③ 第12条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「事故による傷害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の費用」
- ④ 第13条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の事故」
- ⑤ 第19条（重大事由による解除）（1）の規定中「傷害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」
- ⑥ 第19条（重大事由による解除）（2）の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が負担したこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」
- ⑦ 第19条（重大事由による解除）（3）の規定中「傷害（注1）の発生」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用（注1）の発生」、「発生した傷害」とあるのは「負担したこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が負担したこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」
- ⑧ 第22条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（5）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「負担したこの特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」
- ⑨ 第26条（事故等の通知）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害」
- ⑩ 第27条（保険金の請求）（2）の規定中「（3）に掲げる書類」とあるのは「（3）に掲げる書類および被保険者が負担した費用の額を証明する書類」

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第1条（用語の定義） 公的医療保険制度または労働者災害補償制度

1. 公的医療保険制度
 - ア. 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - ウ. 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - エ. 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - オ. 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - カ. 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - キ. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
2. 労働者災害補償制度
 - ア. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - イ. 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
 - ウ. 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
 - エ. 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
 - オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

5. 個人賠償責任補償特約

5

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
住宅	本人が居住するための住宅（注）をいいます。 （注）敷地内の動産および不動産ならびに一時的に居住する被保険者所有の住宅（いわゆる別荘）を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、次のいずれかに該当する偶然な事故（注1）により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故

（注1）以下「事故」といいます。

（注2）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第8条（事故の発生）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害を防止または軽減するために要した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第9条（当社による解決）（1）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）、銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）住宅の一部がもっぱら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。
- （注2）原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
- （注3）空気銃を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第7条（保険金の支払額）

当社が支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 第3条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条④の費用の支払額}$$

第3章 基本条項

第8条 (事故の発生)

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じること。
 - ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）①から④までに規定する義務に違反した場合は、当社は、（1）①および④のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）②のときは防止または軽減することができたと認められる損害額を、（1）③のときは損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第9条 (当社による解決)

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定による協力に応じない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 第3条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時
 - ② 第3条②から⑤までの費用については、被保険者が費用を負担した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書

- ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当社が第11条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
- （注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（7）の規定に違反した場合または（2）、（3）、（5）もしくは（7）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日**(注1)**からその日を含めて次に掲げる日数**(注2)**を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
(注3) 180日
 - ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1)** 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2)** 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3)** 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合**(注)**には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条 (支払保険金の範囲) の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の損害賠償金および費用の合計額 (注) から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条 (時効)

保険金請求権は、第10条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条 (代位)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する (1) もしくは (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく (3) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (先取特権)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権 (注) について先取特権を有します。

(注) 第3条 (支払保険金の範囲) の費用に対する保険金請

求権を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合 **(注1)**
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合 **(注2)**

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権 **(注)** は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権 **(注)** を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第16条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条(支払保険金の範囲)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第17条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第5条(死亡保険金の支払)、第6条(入院保険金の支払)、第7条(骨折一時金の支払)、第8条(骨折介護一時金の支払)、第9条(継続契約における保険金額の減額)、第10条(死亡の推定)、第11条(他の身体の障害または疾病の影響)、第20条(被保険者による保険契約の解除請求)、第26条(事故等の通知)、第27条(保険金の請求)、第28条(保険金の支払時期)、第29条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)、第30条(時効)、第31条(代位)、第32条(契約年齢の計算)、第33条(契約年齢の誤りの処置)、第34条(死亡保険金受取人の変更)および第36条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)の規定は適用しません。

第18条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第12条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ② 第13条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
- ③ 第13条（告知義務）（4）および（5）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ④ 第19条（重大事由による解除）（1）および（2）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑤ 第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）（5）の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第19条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第19条（重大事由による解除）（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ①（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

6. 入院保険金補償対象外特約

- 6 当会社は、この特約により、普通保険約款第6条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金を支払いません。

7. 骨折介護一時金補償対象外特約

- 7 当会社は、この特約により、普通保険約款第8条（骨折介護一時金の支払）に規定する骨折介護一時金を支払いません。

8. 入院保険金支払条件変更特約（エクセス用）

- 8 （1）当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、入院保険金支払事由（注）に該当した場合においても、事故の発生の日から起算して保険証券記載の入院日数を経過するまでの期間に対し

ては、入院保険金を支払いません。

(注) 普通保険約款第6条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

- (2) この特約が付帯された保険契約に手術保険金支払特約が付帯されている場合は、当会社は、被保険者が事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数を経過するまでの期間内に同特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する手術を受けたときでも、手術保険金を支払いません。ただし、被保険者が保険証券記載の日数経過後に入院保険金支払事由（注）に該当した場合において、同特約第1条に規定する手術を受けたときは、手術保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第6条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

9. 入院保険金支払条件変更特約 （フランチャイズ用）

9

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から起算して保険証券記載の入院日数が満了する日以降においてなお被保険者の身体が普通保険約款第6条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金の支払を受けるべき状態にあるときに限り、入院保険金を支払います。

- (2) この特約が付帯された保険契約に手術保険金支払特約が付帯されている場合は、当会社は、被保険者が事故の発生の日から起算して保険証券記載の日数を満了するまでの期間内に同特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する手術を受けたときでも、手術保険金を支払いません。ただし、被保険者が保険証券記載の日数が満了した後に入院保険金支払事由（注）に該当した場合において、同特約第1条に規定する手術を受けたときは、手術保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第6条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

10. 積立型基本特約（無配当型）

10

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
払込期日	保険証券記載の保険料の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2回以降の保険料の払込みの猶予期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日からその日を含めて1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日からその日を含めて1年間をいいます。
満期返れい金	保険証券記載の満期返れい金をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
- (2) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (4) 第10条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定が適用される場合において、同条（1）の死亡保険金支払の原因となった事故が生じた日以降その保険年度末までに払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、同条（1）の死亡保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (5) 当社は、保険料のうち（4）に規定する未払込部分がある場合は、返れい金（注）または第10条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定が適用される場合の死亡保険金から（4）に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
（注）第8条（返れい金の支払－契約の無効、失効または取消しの場合）（3）または第9条（返れい金の支払－契約解除の場合）（1）の返れい金をいいます。

第3条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第4条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）

- (1) 第2条（保険料の払込方法）（3）の規定にかかわらず、払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、払込期日が保険期間の満了する日の属する月の前々月となる保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
- (2) 払込猶予期間が保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を第11条（満期返れい金の支払）（1）本文の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- (3) （2）の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、当社は、この保険契約を解除することができます。
- (4) （3）の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、払込猶予期間の満了日の翌日から、将来に向かってのみ生じます。

第5条（保険料の前納）

- (1) 保険契約者は、当社の定めるところにより将来の保険料を前納することができます。
- (2) （1）の規定により前納する保険料については、当社の定める利率および方法により割り引きます。

第6条（保険料の変更－告知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款第13条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、同条（3）③に定める承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を一括して返還または請求します。
- (2) (1) の場合において、保険料の全額が払い込まれているときは、当社は、当社の定めるところに従い、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (3) (1) 本文の規定により変更された保険料の払込みについても第4条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）および前条の規定を適用します。
- (4) (1) なお書または(2)の規定により請求された保険料は、払込期限（注）までに払い込まなければなりません。
（注）当社が（1）の規定による承認をした日の属する月の翌月末日をいいます。
- (5) 当社は、保険契約者が（4）の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、（5）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (7) (1) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更を承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降、保険料を変更します。なお、変更を承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当社は、その保険年度末までの未経過期間に対し、返還の場合は次の算式によって算出した返還保険料を返還し、請求の場合は次の算式によって算出した追加保険料を請求します。

返還保険料 = 年額保険料（注）の差額 ÷ 12 × (12 - 経過月数（端日数切り上げ）)

追加保険料 = 年額保険料（注）の差額 ÷ 12 × 未経過月数（端日数切り上げ）

（注） 1回当たり保険料 × 1年間の払込回数

- (8) (7) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条（保険料率の変更）

- (1) 当社は、支払保険金の総額の増加などがこの保険の計算

の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料率を変更することがあります。

- (2) (1) の認可を受けこの保険の保険料率を変更する場合は、将来に向かってこの保険契約の保険料または保険金額を改めます。この場合、保険料変更日(注)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(注) (1) の認可にあたって当会社の定める日の直後に到来する保険期間の初日応当日をいいます。

- (3) (2) の通知を受けた保険契約者は、保険料変更日(注1)の2週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとします。

- ① 保険金額(注2)および満期返れい金を一定とし、保険料を変更する方法
- ② 保険料および満期返れい金を一定とし、保険金額(注2)を変更する方法
- ③ 保険料変更日(注1)の前日にこの保険契約を解除する方法

(注1) (1) の認可にあたって当会社の定める日の直後に到来する保険期間の初日応当日をいいます。

(注2) この保険契約に付帯する特約保険金額を含みます。

- (4) 保険契約者が(3)①の方法を指定する場合は、当会社は、保険料変更日以降に払込期日の到来する保険料を変更します。
- (5) (3) の指定がなされないまま保険料変更日が到来した場合は、保険契約者により(3)②の方法が指定されたものとみなします。

- (6) (3) ③の規定によりこの保険契約が解除された場合は、当会社は、保険料払込方法ごとに次のとおりとします。

- ① 保険料払込方法が一時払の場合は、別表1 A表により計算した返れい金および別表3に掲げる未経過料率係数によって計算した補償保険料の返れい金の合計額を返還します。
- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、別表1 A表により計算した返れい金および次の算式によって算出した額の返れい金の合計額を返還します。

年額保険料(注) ÷ 12 × (12 - その保険年度の経過月数(端日数切り上げ)) - 1回当たり保険料 × その保険年度の未払込回数

(注) 1回当たり補償保険料 × 1年間の払込回数

第8条(返れい金の支払—契約の無効、失効または取消しの場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
- (2) (1) の規定にかかわらず、普通保険約款第15条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (3) 保険契約が失効の場合(注1)には、当会社は、保険料払込方法ごとに次のとおりとします。
- ① 保険料払込方法が一時払の場合は、別表1 A表により計算した返れい金および別表3に掲げる未経過料率係数に

よって計算した補償保険料の返れい金の合計額を返還します。

- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、別表1 A表により計算した返れい金および次の算式によって算出した額の返れい金の合計額を返還します

年額保険料（注2） \div 12 \times （12 - その保険年度の経過月数（端日数切り上げ）） - 1回当たり保険料 \times その保険年度の未払込回数

（注1）第10条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が失効する場合を除きます。

（注2）1回当たり補償保険料 \times 1年間の払込回数

（4）保険契約が取消しとなった場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（5）当会社が返れい金（注1）を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額（注2）を、返れい金（注1）から差し引き、その残額を支払います。

（注1）（3）の返れい金をいいます。

（注2）第2条（保険料の払込方法）（5）に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

（6）返れい金（注）の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、特別の事由がないかぎり、返れい金支払事由が生じた日または（8）および（9）の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。

（注）（3）の返れい金をいいます。

（7）（6）の規定による返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

（8）保険契約者が返れい金（注）の支払を受けようとする場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

（注）（3）の返れい金をいいます。

（9）当会社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（10）保険契約者が（8）および（9）の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている事実を記載しなかった場合もしくは事実と異なることの記載をした場合は、当会社は、返れい金（注）を支払いません。

（注）（3）の返れい金をいいます。

第9条（返れい金の支払－契約解除の場合）

（1）保険契約が解除された場合は、当会社は、保険料払込方法ごとに次のとおりとします。

- ① 保険料払込方法が一時払の場合は、別表1 A表またはB表（注1）により計算した返れい金および別表3に掲げる未経過料率係数によって計算した補償保険料の合計額を返還します。

- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、別表1 A表またはB表（注1）により計算した返れい金および次の算式によって算出した額の合計額を返還します。

年額保険料（注2） \div 12 \times （12 - その保険年度の経過月数（端日数切り上げ） - 1回当たり保険料 \times その保険年度の未払込回数

（注1） A表またはB表の適用は、別表1注によります。

（注2） 1回当たり補償保険料 \times 1年間の払込回数の合計額を保険契約者に支払います。

- (2) 当社が返れい金（注1）を支払う場合において、当社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額（注2）を、返れい金（注1）から差し引き、その残額を支払います。

（注1）（1）の返れい金をいいます。

（注2） 第2条（保険料の払込方法）（5）に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

- (3) 当社が（1）および（2）の規定により返れい金（注）を支払う場合には、前条（6）から（10）までの規定を適用します。

（注）（1）の返れい金をいいます。

第10条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金が支払われた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった傷害を被った時に失効します。

- (2) 当社が（1）の死亡保険金を支払う場合において、当社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額（注）を、その保険金から差し引き、その残額を支払います。

（注） 第2条（保険料の払込方法）（5）に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

- (3)（1）の場合には、当社は、保険料払込方法ごとに次のとおりとします。

- ① 保険料払込方法が一時払の場合は、別表1 C表により計算した返れい金および翌保険年度以降の期間に対し別表3に掲げる未経過料率係数によって計算した補償保険料の合計額を保険契約者に支払います。

- ② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、返れい金を支払いません。

- ③ ②にかかわらず、保険料の払込期間が保険期間より短い保険契約または第5条（保険料の前納）（1）の規定により保険料を前納した保険契約については、①に準じて計算した額を返れいします。

- (4) 当社が（3）①または③の返れい金を支払う場合には、第8条（返れい金の支払 - 契約の無効、失効または取消しの場合）（6）から（10）までの規定を適用します。

第11条（満期返れい金の支払）

- (1) 当社は、保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込み（注）が完了しているときは、満期返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第4条（第2回以降の保険料

の払込猶予および契約の効力) (2) の規定により満期返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、満期返れい金から差し引き、その残額を支払います。

(注) 第4条(2)の規定に基づき満期返れい金から差し引くことによる保険料の払込みを含みます。

(2) 満期返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当社がこれを承認した場合を除いて当社の本店または支店で行うものとし、保険期間が満了した日(注)の翌日から起算して20日以内に行います。

(注) (4) および(5)の満期返れい金の請求書類が当社に到着するのが保険期間が満了した日以降となる場合には、その書類が到着した日をいいます。

(3) (2)の規定による満期返れい金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

(4) 保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとする場合は、別表2に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(5) 当社は、別表2に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者が(4)および(5)の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている事実を記載しなかった場合もしくは事実と異なることの記載をした場合は、当社は、満期返れい金を支払いません。

(7) 満期返れい金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第12条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において失効または解除となった場合は、この特約もまた同時に失効または解除するものとします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取消しとなった場合は、この特約もまた同時に取消しとなるものとします。

第13条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第22条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)、第23条(保険料の返還—無効または失効の場合)、第24条(保険料の返還—取消しの場合)および第25条(保険料の返還—解除の場合)の規定を適用しません。

第14条 (普通保険約款の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第5条(死亡保険金の支払)(1)の規定中「既に第7条(骨折一時金の支払)に規定する骨折一時金を支払っていた場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に第7条(骨折一時金の支払)に規定する骨折一時金を支払っていた場合は」

② 第7条(骨折一時金の支払)(7)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「同一保険年度内に生じた事故による

傷害に対して]

③ 第12条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険料領収前」とあるのは「保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料領収前、一時払以外の場合には第1回保険料領収前」

(2) この特約については、普通保険約款第9条（継続契約における保険金額の減額）を次のとおり読み替えて適用します。

〔第9条（継続契約における保険金額の減額）

(1) この保険契約が継続された場合において、継続契約の保険期間の開始時に被保険者の年齢が満80歳であるときは、継続契約の保険金額（注）は、この保険契約に付帯された他の特約における継続契約に関する規定にかかわらず、保険証券に記載された継続前契約の保険金額に40%を乗じた金額とします。

（注）第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金額、第6条（入院保険金の支払）の入院保険金日額および第7条（骨折一時金の支払）の骨折一時金額をいいます。

(2) 第2保険年度以降の保険年度の開始時に被保険者の年齢が満80歳となる場合は、それ以降の保険金額（注）は、この保険契約に付帯された他の特約の規定にかかわらず、保険金額に40%を乗じた金額とします。

（注）第5条（死亡保険金の支払）の死亡保険金額、第6条（入院保険金の支払）の入院保険金日額および第7条（骨折一時金の支払）の骨折一時金額をいいます。〕

第15条（法令等の改正に伴う支払責任の変更）

(1) 当社は、公的医療保険制度に定める法令またはその他関連する法令等が改正された場合で、特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約が付帯された保険契約の支払責任を変更することがあります。

(2) (1)の規定によりこの保険契約の支払責任を変更する場合は、支払責任変更日（注）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

（注）認可にあたって会社の定める日をいいます。

(3) (2)の通知を受けた保険契約者は、支払責任変更日の2週間前までに次のいずれかの方法を指定するものとします。

①支払責任変更日（注）からこの保険契約の支払責任を変更する方法

②支払責任変更日（注）の前日に解約する方法

（注）認可にあたって会社の定める日をいいます。

(4) (3)の指定がなされないまま支払責任変更日（注）が到来した場合は、保険契約者により（3）①の方法が指定されたものとみなします。

（注）認可にあたって会社の定める日をいいます。

(5) (3)②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、当社は、保険料払込方法ごとに次のとおりとします。

① 保険料払込方法が一時払の場合は、別表1 A表により計算した返れい金および別表3に掲げる未経過料率係数によって計算した補償保険料の返れい金の合計額を返還します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、別表1 A表により計算した返れい金および次の算式によって算出した額の

返れい金の合計額を返還します

年額保険料 (注) ÷ 12 × (12 - その保険年度の経過月数
(端日数切り上げ)) - 1 回当たり保険料 × その保険年度
の未払込回数

(注) 1 回当たり補償保険料 × 1 年間の払込回数

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 失効・解除返れい金表

1. 月払契約の場合 (払込期間が保険期間と同一の場合)
(満期返れい金10万円に対し)

(1) 保険期間3年の場合 (単位: 円)

払込保険料	A 表	B 表
12か月分まで	33,100	32,980
24か月分まで	66,420	66,190
36か月分まで	99,970	99,630

(2) 保険期間10年の場合

(省略)

(3) 保険期間20年の場合

(省略)

2. 一時払契約の場合 (保険期間の途中で保険料の全額が払い込まれた場合を含みます。)

(省略)

注

- 返れい金の計算にあたっては、次に掲げる日を基準日とします。
 - 第7条 (保険料率の変更) (6) においては、同条 (2) に規定する保険料変更日
 - 第8条 (返れい金の支払 - 契約の無効、失効または取消しの場合) (3) においては、この保険契約が失効した日
 - 第9条 (返れい金の支払 - 契約解除の場合) (1) においては、この保険契約が解除された日
 - 第10条 (保険金支払後の保険契約) (3) ①または③においては、この保険契約が終了した日
 - 第15条 (法令等の改正に伴う支払責任の変更) (3) ②においては、同条 (2) に規定する支払責任変更日
- 年払・半年払契約の場合には、上記月払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。
- 上記保険期間以外の保険期間の契約の場合には、上記保険期間の場合に準じて計算した額を返れいします。
- 保険料の払込期間が保険期間より短い契約の場合には、上記に準じて計算した額を返れいします。
- 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて計算した額を返れいします。

6. 保険料が前納されている場合には、経過期間分については上記年払の場合に準じて計算した額を返れいし、未経過期間分についてはその払い込まれた保険料の額に当会社の定める利率および方法により計算した利息を付けて返れいします。
7. A表、B表およびC表については、その適用区分を次のとおりとします。

(1) A表を適用する場合

- a. 保険契約が失効した場合（注）。
- b. 災害救助法（昭和22年法律第118号）発動等の場合に当会社が特別措置を定めたとき。
- c. この特約第6条（保険料の変更－告知義務等の場合）（5）の規定により当会社が保険契約を解除した場合。
- d. 普通保険約款第13条（告知義務）（2）の規定により当会社が保険契約を解除した場合。
- e. 普通保険約款第19条（重大事由による解除）（1）および（2）の規定により当会社が保険契約を解除した場合。
- f. （削除）
- g. この特約第7条（保険料率の変更）（3）の規定により、保険契約者から保険契約解除の申出があった場合。
- h. この特約第15条（法令等の改正に伴う支払責任の変更）（3）の規定により、保険契約者から保険契約解除の申出があった場合。

（注）下記（2）aおよび（3）aに該当する場合を除きます。

(2) B表を適用する場合

- a. 第7条（保険料率の変更）（9）の規定により失効した場合。
- b. 上記（1）fからh以外の事由により保険契約者から保険契約解除（注）の申出があった場合。
- c. 上記（1）cからeまで以外で当会社が保険契約を解除した場合。

（注）一部解除を含みます。

(3) C表を適用する場合

- a. 保険料の払込方法が一時払の場合または保険料の払込期間が保険期間より短い場合において第10条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が失効したとき。

別表2 無効・失効・解除の場合の返れい金および満期返れい金等の請求書類

- (1) 当会社の定める請求書
- (2) 保険証券
- (3) 保険契約者の印鑑証明書

別表3 未経過料率係数

（省略）

11. 通信販売に関する特約 (積立型基本特約 (無配当型) 付帯契約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約 (無配当型)	積立型基本特約 (無配当型) をいいます。
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
払込期日	保険証券等記載の保険料の払込期日を行います。
引受承諾書	引受けに関する承諾を記した書類を行います。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面を行います。
申込書	当会社所定の保険契約申込書を行います。

第2条 (保険契約の申込み)

(1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込手続を行うことができます。

- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること。
- ② 所定の手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社または代理店に対し契約意思の表示をすること。

(2) (1) ②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第3条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、申込書または引受承諾書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。

(2) 保険契約者は、申込みをした後、保険料 (注) を当会社の定める日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。

- ① 郵便振替
- ② 銀行振込
- ③ 預金口座振替
- ④ 郵便貯金口座振替
- ⑤ 書留
- ⑥ クレジットカード払

(注) 保険料を分割して払い込む場合は第1回保険料を行います。

(3) 保険契約者は、(2) ①から⑥までに定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手

続に従い、(2)の保険料を払い込むことができるものとします。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、第4条(保険責任の始期および終期)(2)の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前事故に関する規定は適用されないものとします。

(4)(2)および(3)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。

(5) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日に(2)から(4)までのいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第4条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険証券等記載の保険期間の初日(注)の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 前条(2)の保険料(保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合には、第1回保険料をいいます。)が払い込まれた日の翌日以降とします。

(2) 保険期間が始まった後でも、当会社は前条(2)の保険料(注)が払い込まれる前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合には、第1回保険料をいいます。

第5条(保険料不払による保険契約の解除)

当会社は、当会社の定める日までに保険料(注)の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合には、第1回保険料をいいます。

第6条(保険契約の継続)

(1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容(注)で継続されるものとします。以降毎回同様とします。

(注) 基本特約(無配当型)第14条(普通保険約款の読み替え)(2)の規定により保険金額が減額された場合は、減額された保険金額に基づく保険契約内容とします。

(2)(1)の規定により、この保険契約が継続された場合において、継続契約に適用する保険料率(注)は、各継続契約の保険期間の初日における保険料率(注)とします。

(注) 基本特約(無配当型)および第11条(継続契約に適用される特約)の規定により継続契約に付帯されるその他の特約の保険料率を含みます。

(3)(1)の規定により、この保険契約が継続され、第7条(継続契約の保険料および払込方法)に規定する継続契約の保険料(注)が払い込まれた場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

(注) 保険料の払込方法が年払、半年払および月払の保険契約の場合には、継続契約の第1回保険料をいいます。

(4) 継続契約における当会社の保険責任は、第4条(保険責任の始期および終期)(1)の規定にかかわらず、その初日の

午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第7条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険料を一時に払い込む保険契約の場合の継続契約の保険料は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時まで第3条（保険料の払込方法）（2）から（4）までのいずれかの手続により払い込むものとします。
- (3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の第1回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回以降の保険料はその翌月の応当日から毎月第3条（保険料の払込方法）（2）から（4）までのいずれかの手続により払い込むものとします。

第8条（満期返れい金との相殺による保険料の払込み）

前条（2）の保険料または（3）の第1回分割保険料は、当社が保険契約者に支払うべき継続前契約の満期返れい金がある場合は、満期返れい金との相殺により払い込むことができます。

第9条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）（2）の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）（3）の継続契約の第1回保険料について、その第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（保険料不払による継続契約の解除）

- (1) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）（2）の継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (2) 保険契約者が、第7条（継続契約の保険料および払込方法）（3）の継続契約の第1回保険料について、その第1回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
- (3) (1) および (2) の解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第11条（継続契約に適用される特約）

第6条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第12条（継続契約の告知義務）

- (1) 第6条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続される場合において、告知事項に変更があったとき

は、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社
に告げなければなりません。

- (2) この特約においては、普通保険約款第13条（告知義務）
（1）から（3）までの規定中「保険契約締結の際」とある
のは「保険契約継続の際」と、同条（3）の規定中、「締結
していた」とあるのは「継続していた」とします。

第13条（死亡保険金受取人）

この保険契約における死亡保険金受取人は、当会社が特に認
めた場合を除き、普通保険約款またはこれに付帯された特約の
死亡保険金受取人の指定または変更の規定にかかわらず、被保
険者の法定相続人とします。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて
適用します。

- ① 普通保険約款第1条（用語の定義）の告知事項の定義中
「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込
書に記載した事項、引受承諾書に記載された事項または保
険証券等に記載された事項」
- ② 普通保険約款第37条（契約内容の登録）の規定中「保険
契約締結の際」とあるのは「保険契約締結および継続の
際」

第15条（準用規定）

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に
反しないかぎり、普通保険約款、基本特約（無配当型）の規
定を準用します。
- (2) (1) の規定にかかわらず、保険料の払込方法が一時払の
保険契約の場合の継続契約の保険料については、普通保険約
款第12条（保険責任の始期および終期）（3）の規定を適用
しません。
- (3) (1) の規定にかかわらず、保険料の払込方法が年払、半
年払および月払の保険契約の場合の継続契約の第1回保険料
については、普通保険約款第12条（保険責任の始期および終
期）（3）の規定を適用せず、基本特約（無配当型）第4条
（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）
本文の規定を準用します。

12. 保険料クレジットカード払特約 （積立型基本特約（無配当型）付帯契約用）

12

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義に
よります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等 をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをい います。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、積立型基本特約（無配当型）を付帯した保険契約に適用します。

第3条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

(1) 当社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料（注）を支払うことを承認します。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

(2) (1) にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第4条（保険料領収前に生じた事故等の取扱い）

(1) 保険契約者から、この保険契約の申込時（注1）または変更承認請求時に保険料（注2）のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社はカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った上で、当社がクレジットカードによる保険料（注2）の支払を承認した時（注3）以降、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱いに関する規定を適用しません。

（注1） 継続時を含みます。

（注2） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

（注3） 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、(1) の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第5条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料（注）を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

（注） 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1) の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2) の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第6条（保険料の返還等の特則）

(1) 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料（注）の返還、返れい金の支払の規定については、当社がカード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料（注）を返還します。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

- (2) (1)の規定は、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、適用しません。

第7条 (継続に関する特約との関係)

この保険契約に付帯された自動継続に関する特約の規定により、この保険契約の満期返れい金から継続契約の保険料を差し引き、その払込みに充当する場合のその保険料の払込みについては、この特約の規定は適用しません。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

13. 初回保険料の口座振替に関する特約 (積立型基本特約 (無配当型) 付帯契約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次に掲げる保険料をいいます。 ① 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料 ② 保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料
初回保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める初回保険料の払込期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期限	初回保険料払込期日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条 (特約の適用)

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
 - ② 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座への保険料の口座振替を委任すること。

第3条 (初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当社の口座に振り替えることによって行うものとしま

す。

- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条 (保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、初回保険料払込期日の属する月の翌月1日(注1)の午前0時(注2)に始まり、保険証券記載の保険期間の末日の午後4時に終わります。

(注1) 初回保険料払込期日の翌日から初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、あらかじめ当会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日とします。

(注2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第5条 (初回保険料の口座振替が行われなかった場合の取扱い)

- (1) 第3条(初回保険料の払込み)の規定による初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を払込期限までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 前条の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、当会社は、初回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)の場合において、保険契約者が払込期限までに初回保険料の払込みを行わなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、返れい金を支払いません。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

14. 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第39条(訴訟の提起)の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

14

15. 共同保険に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

15

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO